

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 4月30日
【会社名】	株式会社巴川製紙所
【英訳名】	TOMOEGAWA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 井上 善雄
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目 7番 1号
【電話番号】	03(3561局)7121番(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営戦略本部長 山口 正明
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区用宗巴町 3番 1号
【電話番号】	054(256局)4319番
【事務連絡者氏名】	経営戦略本部長グループマネージャー 長谷川 俊樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年4月26日開催の取締役会において、当社を存続会社として、当社の特定子会社かつ連結子会社である新巴川製紙株式会社を消滅会社とする吸収合併を行う決議をし、同日付で合併契約を締結したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第19条第2項第7号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	新巴川製紙株式会社
住所	静岡県静岡市駿河区用宗巴町3番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 松田 敦
資本金の額	490百万円
事業の内容	1. 紙、不織布、パルプおよびこれらと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入ならびに販売 2. プラスチックスおよびこれと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入ならびに販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：35,700個

異動後： - 個（吸収合併により消滅）

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.0%

異動後： - %（吸収合併により消滅）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

当社が、当社の特定子会社である新巴川製紙株式会社を吸収合併することにより、同社が消滅することになります。

異動の年月日

平成25年10月1日（吸収合併の効力発生日）

2. 吸収合併に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告)

(1) 当該吸収合併の相手方についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	新巴川製紙株式会社
本店の所在地	静岡県静岡市駿河区用宗巴町3番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 松田 敦
資本金の額	490百万円
純資産の額	554百万円(平成24年3月31日現在)
総資産の額	4,071百万円(平成24年3月31日現在)
事業の内容	1. 紙、不織布、パルプおよびこれらと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入ならびに販売 2. プラスチックスおよびこれと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入ならびに販売

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高(百万円)	4,935	5,022	5,216
営業損失() (百万円)	381	221	8
経常利益又は経常損失() (百万円)	408	204	30
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	377	202	657

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社巴川製紙所	100.0%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は新巴川製紙株式会社の発行済株式総数の100%を所有しております。
人的関係	当社の取締役1名が同社の取締役を兼務しております。
取引関係	当社と同社の間では、当社製品の販売、投資の支援、土地・建物の賃貸、商品の仕入等の関係があります。

(2) 当該吸収合併の目的

当社グループの製紙事業を担う新巴川製紙株式会社は、縮小する市場に応じた事業再構築を進めてまいりましたが、近年は産業資材等の高性能の機能紙分野を中心に独自の製品の開発が軌道に乗り、商品化を着実に進展・拡大させてまいりました。100%出資子会社である新巴川製紙株式会社と当社とは、これまでも緊密な連携関係を築いてまいりましたが、異なる技術分野の融合による新技術・新製品の開発の加速化とアジアを中心とした成長市場への販路の拡大を図るため、分散していた経営資源を統合して、事業の一層の強化を目指してまいります。

(3) 当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当ての内容、その他の吸収合併契約の内容

吸収合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併方式で、新巴川製紙株式会社は解散いたします。

吸収合併に係る割当ての内容

当社は、新巴川製紙株式会社の発行済株式の全てを所有しているため、株式割当てその他の合併対価の交付は行いません。

また、本合併による当社の資本金の額及び資本準備金の額の変更はありません。

その他の吸収合併契約の内容

平成25年4月26日に締結した吸収合併契約の内容は、後記のとおりです。

(4) 吸収合併に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収合併の後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社巴川製紙所
本店の所在地	東京都中央区京橋一丁目7番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 井上 善雄
資本金の額	2,894百万円
純資産の額	11,393百万円(単体) 12,291百万円(連結)
総資産の額	31,953百万円(単体) 42,614百万円(連結)
事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 紙、不織布およびパルプならびにこれらと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入ならびに販売 2. プラスチックスおよびこれと他の材料との複合物の製造、加工、輸出入ならびに販売 3. 電子写真用現像剤、複写、印刷、記録用材料の製造、加工、輸出入ならびに販売 4. 電子機器用部分品、電磁機器用部分品、通信機器用部分品および電池用部分品の製造、加工、輸出入ならびに販売 5. 磁気記録カード・テープおよび集積回路内蔵情報記録カード等の製造、加工、輸出入ならびに販売

(注) 現時点では確定しておりませんが、当該吸収合併が完全親子会社間の合併になるため、平成24年3月期の当社数値を載せております。

(6) 吸収合併に係る割当ての内容が当該吸収合併存続会社となる会社の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債または持分以外の有価証券に係るものである場合の事項

該当事項はありません。

吸収合併契約書

株式会社巴川製紙所（住所：東京都中央区京橋一丁目7番1号、以下「甲」という）と新巴川製紙株式会社（住所：静岡県静岡市駿河区用宗本町3番1号、以下「乙」という）は、吸収合併することとし、次のとおり吸収合併契約書を作成する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本件吸収合併」という）を行う。

第2条（定款の変更）

甲は、本件吸収合併に際し、定款の変更は実施しない。

第3条（吸収合併に際して交付する対価及び割当）

甲は、本件吸収合併に際して、乙の株主に対してその株式に代わる金銭等を交付しない。

第4条（甲の資本金、準備金及び剰余金の額）

本件吸収合併により甲の資本金、準備金及び剰余金の額は次のとおりとする。ただし、本件吸収合併の効力発生日（以下「効力発生日」という）における乙の資産及び負債の状態等により、これを変更することができる。

- (1) 資本金の額 増加させない。
- (2) 資本準備金の額 増加させない。
- (3) その他資本剰余金の額 会社計算規則第36条第2項に定めるその他資本剰余金の変動額を増加させる。
- (4) 利益準備金の額 増加させない。
- (5) その他利益準備金の額 会社計算規則第36条第2項に定めるその他利益剰余金の変動額を増加させる。

第5条（承継する財産及び権利義務）

乙は、2013年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を明らかにしたうえで、一切の資産、負債その他の権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

第6条（効力発生日）

本件吸収合併の効力発生日は、2013年10月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日にいたるまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行及び財産管理、運営にあたるものとし、経営上の重要な事項に関しては、事前に通知のうえ相互に協議のうえ決定、実行する。

第8条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途甲乙協議のうえ決定する。

第9条（退職慰労金）

甲は、乙の取締役又は監査役（甲の取締役、監査役又は従業員となる者を除く）に対して、退職慰労金を支給する。

第10条（吸収合併契約書承認手続）

甲は、会社法第796条第3項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を受けることなく本件吸収合併を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき、本契約の承認決議を株主総会に求めなければならない場合は、これに従う。

2. 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、本契約につき株主総会の承認を受けることなく本件吸収合併を行う。

第11条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から効力発生日にいたるまでの間において、甲又は乙の財産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合、又は本件吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、第10条第1項但書に定める甲の株主総会の承認が得られないときは、その効力を失う。

第13条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲が決定する。

第14条（協議解決）

本契約の規定に関する疑義又は本契約に規定のない事項については、甲乙協議して解決するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2013年4月26日

東京都中央区京橋一丁目7番1号
甲 株式会社巴川製紙所
代表取締役社長 井上 善雄

静岡県静岡市駿河区用宗巴町3番1号
乙 新巴川製紙株式会社
代表取締役社長 松田 敦